

第六十三回国会
衆議院

物価問題等に関する特別委員会議録 第十号

昭和四十五年四月九日(木曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 松平 忠久君

理事 青木 正久君

理事 登坂重次郎君

理事 武部 文君

理事 和田 耕作君

上村千一郎君

小坂徳三郎君

坂村 吉正君

正示啓次郎君

戸叶 里子君

有島 重武君

松本 善明君

出席國務大臣

國務大臣
(経済企画庁長官)

佐藤 一郎君

出席政府委員

経済企画庁国民生活局長

矢野 智雄君

委員の異動

四月九日

辞任

栗山 礼行君

補欠選任

川端 文夫君

同日

辞任

川端 文夫君

補欠選任

栗山 礼行君

四月三日

消費者保護行政に関する請願外十一件(砂田重民君紹介)(第三三五九号)

同外一件(渡海元三郎君紹介)(第三三六〇号)

同外十五件(永田亮一君紹介)(第二四二五号)

第二類第六号

物価問題等に関する特別委員会議録第十号 昭和四十五年四月九日

同月六日

物価安定の抜本的対策確立等に関する請願(河野密君紹介)(第二四八八号)

同(河野密君紹介)(第二五九五号)

同(河野密君紹介)(第二七〇四号)

諸物価等の値上げ抑制に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第二五九四号)

同月八日

物価安定の抜本的対策確立等に関する請願(河野密君紹介)(第二八二四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

同(河野密君紹介)(第二九四四号)

○松平委員長 これより会議を開きます。
内閣提出の国民生活センター法案を議題とし、審査を進めます。
前回に引き続き質疑を行ないます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。戸叶里子君。
○戸叶委員 ただいま議題になっております国民生活センター法案につきまして、二、三点伺いたしたいと思います。
第一は、こうしたセンターができるということ、は私どもたいへん期待をするわけでございますけれども、その期待に合うようなものをつくっていただきたいということが、まず第一に頭の中に浮かんでくることなんです。そこで、第一の目的を読んでみますと、何かしら国民生活、消費者生活というものは少し離れているような、よく然る者として直接に血のつながりを持てるような、そういう感じのセンターというものを私は望んでいたわけでございます。情報提供もいろいろのすけれども、もうちょっと消費生活と直接結びつくようなものにしてほしい、そういうような希望を持つのです。この目的だけからはそういうものがうかがえないように思うわけですが、この点はどうかうに判断したいのでしょうか。
○矢野政府委員 この目的は、ここに書いてございますように、「国民生活に関する情報の提供」ということで、かなり広がっておりますことは御指摘のとおりであります。
この内容につきましては、先般も申し上げたかと思いますが、一つは、いま先生が御指摘になりました消費生活に関する点、それから第二は、住宅とか生活環境あるいは公害の問題、こうしたことが予想されます。それから第三は、一般的に申しますと公共サービスということになるかと思いますが、たとえば教育の問題とかあるいは社会保障に関する問題も入るかと思ひます。
現在国民が経済の発展、技術の進歩に對しまして、それを享受している面もある反面、いろいろ危険な商品が出てくるとか、こういうことに対して不安を感じている面も非常に多いと思ひます。そうした点で消費生活ということを含めての問題、これをどう取り扱っていくか、それに対する不満をどう解消していくか、これがかなり大きな課題になることは、御指摘のとおりです。
ただ反面、最近の世論調査等を見ましても、そうした食品による危害というような消費生活の問題だけでなく、むしろ一般的にはそれ以上に、生活環境あるいは公害の問題、これも非常に大きな問題になりつつあります。今後一そう、そうした問題は拡大する可能性は非常にあります。たとえば、自分が住んでおる近所で騒音が非常にうるさい。そうした場合に、その問題をどこへ持っていくか、どうしたらそれをとめてくれるのかというようなこと、あるいは、近所に交通事故がたびたび頻発してくる、子供がひかれそうになったりする。その場合に、もっと安全施設を拡充してくれ、歩道をつくってくれ、歩道橋をつくってくれとか、こういうような希望も非常に多いと思ひます。その場合に、どういふところへ持っていくか、どう処理してくれのかというところを知りたいとする願望も非常に多いと思ひます。
そうしたこともありますので、この生活センターとしましては、消費生活もより重要であります。それはそれだけに限定しておきましても、国民の側からはそのほかにもいろいろ不満がある。それを持つていくと、いや、これはこっちはやらないのだ、あっちへ行けということになりましても、結局わけがわからなくなってしまう可能性もあるかと思ひます。この法案ではやや幅を広くしてあります。ただ、それは申ししても、何から何までできるわけではございません。また、このセンターが活動していくに際しまして、あるいはその発展の状況によりまして、おのずからこのセンターに対するイメージというものが出てくるかと思ひます。たとえば、これは――先般も、結婚相談まで相談に乗るつもりはないと申しましたが、これは、かりにこつちが結婚相談に乗らない、乗るとか言わなくても、センターに対して結婚相談まで持つてこようという人は、たまには例外的にないわけじゃないと思ひますが、そういう人は、おそらく現実の問題としてないだろうと思ひます。あるいは税金のこまかい計算だとか、そういう相談も、このセンターに持つてこようとする人はおそろくないだろう。これはおのずからセンターのイメージができてくるかと思ひます。
いずれにしても、センターを運営するにあ

たりましては、ただばく然と問を広げるといふよりは、そのときどきの国民の世論、あるいは苦情がどういふところに強いのかということをよく察知しまして、そうしたところに重点をしばってなるべく効率的にやってみよう、そうしたことを積み重ねることによって、漸次センターのイメージをつくり上げていこうという考えであります。

○戸叶委員 ただいまの御答弁を伺っておりますが、たいへんに幅広く、消費者、国民の生活全般にわたっていろいろなことを受けとめて、そしてそれを解決していただけるようでございます。

そこで、このセンターの主たる目的というのは、いろいろな人がいろいろな苦情を持ち込んでいっても、それを一々受けとめるわけにもいかならぬ、むしろ積極的に情報の提供とか、それからまた、こういうような問題があるし、こういうことがあつちこちで起きているから、そういうふうなものに対処するにはどうしたらいいのかわからないという調査をし研究をして、それを先に宣伝するといふことが知られるといふことです。か、こういうふうな役割がおもなものになるのであつて、個々のいろいろな苦情というふうなものにはむしろここでは受けとめない、というふうな理解するわけでございますか。それとも、個々のいろいろな問題も一応受けとめて、そして今度、これはこの機関に回したらいいというふうなことでお骨折り願うものなのか、この点ををはつきり伺つておきたいと思つてます。

○矢野政府委員 現在御審議いただいております国民生活センター法案の十八条に、業務の内容を規定してございます。この内容は六項目ございまして、情報の提供に關しましては、主として一、二、三の三項目になります。

これは先般も御説明いたしました、このうち第一の項目は国民一般に、あるいは別のことばで申しますと不特定多数の国民に対して、情報を提供していく。たとえばテレビあるいはラジオ、あるいはパンフレットとか展示会、講習会、こ

うことを通しまして、いま先生の言われましたような、いろいろな国民が問題にしている点、不平不満を持てているような点につきまして、あらかじめそれに関する知識あるいは行動のしかた、こうした情報を提供していくこととございまして。

第二の項目が、これもいま先生の言われましたもう一つの点であります。苦情、問い合わせ等に対して情報を提供する。これは、この窓口に来られた特定の個人に対して、その問い合わせ、苦情に答えていくということとあります。

それから第三の項目は、このセンターと類似の業務を行なう、たとえば地方の生活センターあるいは消費者団体等に対して、そこがこうした仕事をこなす上に必要な、あるいは参考になるような資料を提供していくということとあります。それだけの目的に軽重は必ずしもありません。いづれも重要である。これらのいろいろなルートを通じて国民の要望にこたえ、対話の場をつくっていくこととすることとあります。

ただ、おそらく実際の運営にいたしましては、東京にありまう国民生活センターに、全国津々浦々の人が直接窓口へ来られるということはどうしても限られると思つてます。もちろん電話とか手紙という方法もありますが、それにしても限度はあるというふうに思つてます。もちろん、来られた人々に対しては、そこでその苦情、問い合わせに答えていく、できるだけその場で答えていくという方針でやっていくべきだと思つてます。しかし、もちろん全部答へられない場合もあります。その場合には、こういう問題はどこへ行つて聞いたらいいか、それも、ただどこへ行つて聞くことと違って、なるべくはこちらからその行き先へ電話等で連絡しまして、こういう人が行くから、また行かれる人には、どういふ機関のどれと、そのところへ行けというふうなところまで答えていくことが望ましいというふうに思つております。

しかし、それにしましても、その窓口で全部やる、また来られる人もそう全国から来られるというわけにいきませんから、むしろ実際の運営あるいは現実の問題としましては、第三の項目である、各地にある——具体的に地方の生活センターが中心になるかと思つてますが、そうしたところにいる苦情、問い合わせを受け付けて、それに対する答えが、それぞれのセンターだけでは十分でないから、われわれの構想といたしましては、これは発足してすぐとはまいらないかと思つてますが、なるべく早い機会に電子計算機をつけ、オンラインで地方の生活センターと結びつけて、地方の国民に一番密着している生活センター、そこにいると問い合わせ、苦情が来ましたら、それをすぐ中央へはね返していただく、即座にそこで返答、回答をまた出していただくというオンライン・システムもつくつていきたいというふうに考えております。

○戸叶委員 いまの御答弁の中で、私、二つの問題点に気づいたわけでございます。その一つは、十九条を見ておられますと、これはいまおっしゃったようなことで、業務の委託を受けて、そしてそれでやらせるという委託の状態になるわけですね。そこで委託することになるわけでございますが、理想としては、私どもが考えておりますのは、国民生活センターであるならば、やはりここで委託をさせなくてもやれるようなものに將來していくのが望ましいのじゃないか。いま、この問題はそつちに行きなさい、この問題はこつちに行きなさいといつても、やはりたいへんわずらわしい、めんどうかいから、一つの中心として、ここにいろいろ委託をしないでも済むような形のものにすべきじゃないかということが、まず一つ考えられました。

それからもう一つは、地方のセンターとの関係でございます。地方のセンターというものの將來の結びつきはオンラインにして、そして何か、すぐに情報がキャッチできるようなシステムにするというお話がございましたが、そういうふうなことが、この法案を読んでもちよつとかかえな

いわけですね。だから、將來もしもそういうお気持ちがあるならば、そしてまた、そうあつていただかなければ困るわけですが、そうだとするならば、このどこかに中央と地方のセンターのつながりというふうなものを表現していただけないものかしらというところを、私も感ずるわけでございますが、この二点についてお伺いをしたいと思います。

○矢野政府委員 まず第一点でございますが、苦情、問い合わせ等を処理していくにあたりましては、特にそのつど委託するというわけではございませんで、あらかじめネットワークをつくつていきたいと思つております。それには、この運営協議会も、一つはそういう趣旨で設けることにしてあります。関係の各省庁あるいは地方の公共団体あるいは消費者団体とか、こういう方々をメンバーにして運営協議会をつくり、そこで絶えず打ち合はせていく。さらに、これはこの法案には明記してございませんが、事實上は、さらにその運営協議会の下部機構と申しますか、そういうものを活用していきまして、どういふ問題はどこへ聞いたらずわかつたとか、これもなるべく、センター自身でそうしたところと連携をとつて、来られる人を回すのじゃなくて、こつちのほうでなるべくそのネットワークを通じて調べていく、情報を集めておきまして、来られる人にはなるべくそこで答えていくという方法をとっていくつもりであります。

ただ、この委託の問題につきましては、いろいろ出てくる可能性もあるかと思つてますが、一つここで予想されますのは、あるいは当然考えられますことは、商品テストの問題であります。この苦情や問い合わせに答えていくにあたりまして、背後でそれを検査する、テストする必要性が起つてくると思つてます。この点につきましては、この生活センターで直接テストをするということも、あるいは必要に応じて今後考えられるかと思つてますが、ごく簡単なものでしたら、一々どこか

二

へ委託しなくても、そこでちょっとテストするというようなことも考えられると思います。しかし、非常に大がかりなテストにつきましては、この生活センターは別段テスト機関になるというつもりではございませんので、また、全体の効率的な運営からいきましても、専門のテスト機関がございまして、それを活用していく。あるいはそれで不十分な場合には、そのテスト機関をもっと拡充していくように私どものほうからも働きかけまして、そこへ委託して技術的なそういうテストをやってもいい、こういうことのほうがむしろ効率的であるというように考えております。どうしてもそれでまずければ、なかなかうまくいかぬというようなことが起こりますれば、センター自身でテスト施設を持つということも将来考えられないではございませんが、やはりそれよりは、せつかくいろいろ専門のテスト機関がありますから、それを活用し、あるいは拡充していくというほうが、全体の運営が効率的だと思っております。

それから第二の点、つまり地方センターとの関係であります。この点は、形式上は直接関係がございせん。といいますのは、地方の生活センターは都道府県そのものの経営であります。現在御審議いただいております国民生活センターは、この公共性にかんがみて特殊法人としてつくるわけでございまして、役所そのものではありません。ですから、ここへ形式上、その中核体だの下部機構だのというわけにはちょっといかないと思っております。ただ、実際にはその連携を緊密にしてい、事実上は中核体になっていくという必要があるかと思ひますが、その点につきましては、たとえば先ほど申し上げました十八条の(業務)の中でも、第三号で、類似の「業務を行なう行政庁、団体等の依頼に応じて」という「行政庁」というのは、主としてそういう地方の生活センターを考へていくわけでありまして、ここに資料を提供していく。

それからなお、先ほど第一の質問に関連してお答えいたしました、運営協議会の中に地方公共団体の長、もっとも四十六都道府県全部というわけにはまいりませんので、その代表者、一人になりまして二、三名になりますか、これは今後の課題であります。そうしたところ及び、先ほど申しましたように、その下部機構において、そういう地方庁との連携をとっていく。実際の運営においてそういう活動連携をとっていききたいというように考えております。

○戸叶委員 いまのお話でございますが、なるほど現段階におきましては、いろんなテスト機関なりいろんな研究所なりあるわけでございまして、それから、そういうところへ委託することのほうがやさしいし、また、そういうことを無視することもできないというお気持ちばかりですけれども、やはり将来一本にまとめて、そういうセンターでやりになったほうが非常にやりやすい場合が出てくるのじゃないか、やりやすいんじゃないか、そしてまた国民は、そのほうを望むだろうというふうに思ひます。そんなややこしい、あつち行け、こっち行けというよりも、まあいま局長のおっしゃるの、いまの段階では、あちこちにそういう機関があるからできないけれども、いろいろやってみて、将来考えられないこともないというお話でございますので、なるべくそういう点も研究をして、いろいろなことの複雑化をなくして、なるべく簡単な形でテストしてもらえようという方法をとっていただきたい、これが第一点です。

それからもう一つの、次の二番目のほうの問題でございますが、地方センターとの関係の問題で、法文上はなない、これは一方において一つの機関、機構が違うわけですから、その点もわかります。ですから、法律的にはうたえないけれども、運営協議会なり何なりに都道府県の長を入れて、そこでうまくやっていくから連絡は密にできるのだというお話でございますが、私どもとしてはこれを読んでみて、そしてもう一つ、いままで消費者保護基本法を通して、その附帯決議の中で私たちが望んだのは、地方にできるだけ多くのセンターをつくることというので、来年はほとんど

の県にできるようでございまして、やはりその連携を密にしていだかないと、非常にいろいろな問題が起きてくるのじゃないかと思ひますので、いまおっしゃったようなことで十分であるかどうかということが、ちょっと疑問の点もございまして、そういう点等を十分考慮して運営をしていいただきたいことを希望いたします。

それから、たとえば苦情を持ち込まれて、それで今度は商品のテスト機関のほうへ回すという場合には、その商品の欠点が見出された場合には必ず公表をするというふうに理解してもよろしいでしょうか。というのは、ここでこの前、砂田先生も御質問になりましたし、私も質問いたしましたけれども、なかなか今日の段階で公表しないようなところがあるようでございまして、そういうふうな面も特別にお考えになっていられるかどうか、これも念のために伺つておきたいと思ひます。

○矢野政府委員 いまの公表の問題であります。いろいろ苦情、問い合わせ等が参りました場合に、商品のテストをしなればならない。そのときに、先ほど申しましたのは、その来た人にテスト機関のほうへ行けということじゃありませんで、私どものほうで受けとめて、テストをする専門の権威のあるところへ依頼する必要があると思います。依頼してその結果が判明いたしましたら、その判明は、非常に技術的な問題が多いものでして、センターとしてなかなか判断はむずかしいと思ひますが、権威のあるテスト機関でこれが判明いたしましたら、それを原則として公表していくべきものではないかと考へます。

原則として申し上げましたのは、特にこれが法律に違反して、法律ではこういうものを使つてはいけないというところになっているのに、テストしたらそれが実際に使われておつた、そういうこととあれば、これは公表すべき性格のものであるというふうに考へます。ただ、法律では別にまだ禁止するに至っていないというような場合、さら

に、このテストをしましても、まだすべてのものが技術的に確立しておるとは限りませんので、どうもそれが危険であるのかないのかの判断もあいまいだ、その権威のあるテスト機関がその判断が下らないという場合には、いろいろ微妙な問題も起こってくるかと思ひます。こうしたことはケース・バイ・ケースに考へていかなければならない。

現実の問題としてそういうことが起こつてくると思ひますが、しかし、この国民生活センターのともかく目的、あるいはこれの国民に与えるイメージということから言ひましたら、国民の生活あるいは消費者の保護ということが一番重点でありますから、なるべくそういう観点、特に消費者がそのために感うことがあつてはいけませんので、その消費者を感わせないようなことが一番、この運営の基本になっていくと思ひます。また、そのために、あまりいいかげんなような結果を表へ出しちゃつたりしまして、これはもちろん、それをつくつている人々にも迷惑を及ぼすかと思ひますが、いいかげんなことで、あのときはいいけないと言つたけれども、いや、よかったのだというふうなことでごたごたしますと、国民のほうも非常に感うことになりまして、この点はむしろ権威のあるテスト、そういう技術的な問題も一方では十分發展させていく。そうしてそちらのほうにも、これはむしろ経済企画庁あるいは関係省庁の問題であります。そういうことにも力を入れていく必要があるというふうに思ひます。

○戸叶委員 はつきりと害がわかつたときには、原則的には公表をするというところでございまして、たとえば、法律に照らして使つていけないというふうなことをございまして、公表をしていくのだというふうなことでございまして、いままの法律の中で、まだいろんな不備な点があると思うのです。たとえば、使つてはいけないようなものでも、使つてはいけないというところと、やなくて、当然研究が足りないために、非常に危険なものなどを使つていくような場合がある。ところが、法

律に照らして、そういうことは法律にないからという点で隠してしまふような場合もないとも限らないと思う。そういう点などを特に考慮していただかなければならないと私は思うのです。

そこで、やはり、いま局長がおっしゃいましたように、センターの目的というのは正しい情報をお知らせしていただくという結果が出たというように、センターの目的というのを公表して、そして一般に知らせるということ、その大きな役割の一つじゃないかと思ひますので、その点はやはりはっきりさせておいていただきたいと思います、いかがでございますでしょうか。

○矢野政府委員 ある商品が人体に有害である、しかも、その有害であることがはっきりするものにつまましては、当然これは法律で禁止すべき性格のものであると思ひます。そういうことがわかり、しかも苦情なりがききました場合に、そういうものが使われているというときには、国民としても全部の商品が使われているならば、全部が禁止になるわけですが、使われているのと使われてないのがあるというときには、国民は当然、その安全なものを選択する権利がございますから、それを知らせていくということは、当然のセンターとしての任務であるというふうに考えます。

○戸叶委員 公表を大体されるということです。そこで、法律の八条に「会長は、センターを代表し、その業務を総理する。」それから二項に「理事長は、センターを代表し、」というふうに書いてあるわけでございますが、この会長と理事長というものの関係、そして、どういうふうな方を会長にするのか、また、理事長にはどういうふうな方をするのか、それを明らかにしておいていただきたい。

○矢野政府委員 この法案の第八条に「会長は、センターを代表し、その業務を総理する。」理事長は、これも代表権を与えることになっておりまして、同じく「センターを代表し、」という規定がございまして、そういうことは会長の定めるところにより、会長を補佐してセンターの業務を掌理し、という規定になっております。

現在、具体的にだれを会長にするとか、だれを理事長にするということは、もとより、まだこの法律御審議中の段階でありますので、この点は、法案が通りましてから、内閣総理大臣が任命することになるかと思ひます。

私もその考え方をいたしましては、会長は、国民生活センターのイメージを高める、あるいは信頼を得る、そういうことにふさわしい人物と申しますか、そういう方をお願いすることが適當であるというふうに考えております。そういう方は、常勤の会長としてお願いするのは事実上なかなか困難があるかと思ひますので、もちろん、常勤でそういう方がお願いできればそれにこしたことはありませんが、現実問題としては、おそらく非常勤の方をお願いすることになるのではなからうかと考えております。常時このセンターにおりまして、あるいは毎日そこにおりまして仕事をしていたらいいと思います。先ほど申し上げましたような、センターを代表する一番最高の責任者として適當である人物に御依頼し、重要なときに具体的な仕事はもちろん、その最高責任者でありますから、その仕事をやっていただくわけでありまして、それ以上に、繰り返しますように、が、むしろセンターのイメージを高める、信頼性を得る、そういう人をこの最高責任者に選びたいと思つております。それに対して理事長は、現実の活動、日々の活動を統括していく、それを掌理していくと申しますか、そういう練達の士を迎えたいというふうに考えております。

○戸叶委員 そうしますと、会長というのは、この会は、こういう人がいるのだから信用してもいいという人を置くということですね。そうすると、会長は、何かいろいろの役についている方でもかまわないわけですね。それから理事長というものは、何も役職につかないで、この問題にだけ専念する人という形でいていただく、こういうこととでございませうか。

○矢野政府委員 大体そのとおりでございます。会長の場合は、先ほども申しましたように、現実問題としては、おそらく非常勤でお願いすることになるかと思ひますから、ほかの職についておられる人になるかと思ひます。ただ、何と申しましたもセンターのイメージを高め、信頼を得るような人でありまして、もしそういうことに合わないような仕事についておられる人ですと、どうも大きなねらい、目的に反することになりますから、現実問題としては、何かそういう疑義を生ずるような職についている人は、ちょっとお願いしにくいことになるのじゃないかと思ひます。理事長は、やはりこの仕事に専念していただく人を予定したいという考え方でおります。

○戸叶委員 十三条に「役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。」というところを受けて、しかし、経済企画庁長官が承認さえすればそういう人でもなれるのだというところに、この条文をそのまま読みますと、その点がまず説明していただきたい。

○矢野政府委員 ただいまも申し上げましたように、役員は原則として営利事業に従事してはならないというところがございます。ただ、一例をあげますと、ただいま申しましたような、会長の場合には非常勤でお願いすることに現実問題としてなるかと思ひますので、その場合には、ほかの業務に携わっている場合が起り得るわけでありまして、そのときには、先ほども申し上げましたが、その方がある営利事業に携わっている、それによつて人物としては非常にふさわしくても、そういう仕事に携わっているというところによつても、誤解を招く、あるいはこのセンターのイメージなり信用を得る上に反するようなことがあつてはいけませんので、その点は「経済企画庁長官の承認を受けたときは、この限りでない。」という規定でございますが、企画庁の長官が承認します場合には、ここは厳格に運営、適用していただきたいという考え方であります。いずれにいたしましても、このセンターのイメージをこわすようなことになつては、もともとこの目的を達成できません大きな原因にもなつてまいりますから、その点は厳格に適用する。

繰り返すようでありまして、このセンターは何といつても、どういふ人がこれを運営していくかということが一番重要な問題になっていくと思ひますから、その人は、広く人材を集めていきたいと思ひますと同時に、専任だけで足りない場合も起ってくるかと思ひますので、その場合にも、センターのイメージなり信用を得る上に障害になつてはいけませんので、この例外規定と申しますか、この場合にもそういう疑義が起らないように、ここは厳格に運営していくわけでありませう。

なお、この運営の方針は、いま申し上げたとおりであります。法律的に申しますと、これは例文になつておりましたが、どの法律にもこの規定がございまして、しかし、まさに例文だからこれに書いておくのだというだけではありませんで、実質的には、いま申しましたように、広く人材を集めたい。しかし、そのイメージをこわすようなことがないよう厳格に運営していくというように考えております。

○戸叶委員 ちょっと私、そこが理解しかねるわけですね。というの、いまおっしゃつたようなお考えであるならば、そしてこのセンターの性格から言ひましたら、前のほうだけいいように思うのです。ただし書き以下は要らないというふうには思ひます。ただし、経済企画庁長官から承認を受けなければいけませんというふうなことで、実際には、このセンターのイメージをこわすようなことにはならない人、しかも広く人材を集めるといふふうなお考えのようでございますけれども、こ

とでございませうか。

○矢野政府委員 大体そのとおりでございます。会長の場合は、先ほども申しましたように、現実問題としては、おそらく非常勤でお願いすることになるかと思ひますから、ほかの職についておられる人になるかと思ひます。ただ、何と申しましたもセンターのイメージを高め、信頼を得るような人でありまして、もしそういうことに合わないような仕事についておられる人ですと、どうも大きなねらい、目的に反することになりますから、現実問題としては、何かそういう疑義を生ずるような職についている人は、ちょっとお願いしにくいことになるのじゃないかと思ひます。理事長は、やはりこの仕事に専念していただく人を予定したいという考え方でおります。

○戸叶委員 十三条に「役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。」というところを受けて、しかし、経済企画庁長官が承認さえすればそういう人でもなれるのだというところに、この条文をそのまま読みますと、その点がまず説明していただきたい。

○矢野政府委員 ただいまも申し上げましたように、役員は原則として営利事業に従事してはならないというところがございます。ただ、一例をあげますと、ただいま申しましたような、会長の場合には非常勤でお願いすることに現実問題としてなるかと思ひますので、その場合には、ほかの業務に携わっている場合が起り得るわけでありまして、そのときには、先ほども申し上げましたが、その方がある営利事業に携わっている、それによつて人物としては非常にふさわしくても、そういう仕事に携わっているというところによつても、誤解を招く、あるいはこのセンターのイメージなり信用を得る上に反するようなことがあつてはいけませんので、その点は「経済企画庁長官の承認を受けたときは、この限りでない。」という規定でございますが、企画庁の長官が承認します場合には、ここは厳格に運営、適用していただきたいという考え方であります。いずれにいたしましても、このセンターのイメージをこわすようなことになつては、もともとこの目的を達成できません大きな原因にもなつてまいりますから、その点は厳格に適用する。

繰り返すようでありまして、このセンターは何といつても、どういふ人がこれを運営していくかということが一番重要な問題になっていくと思ひますから、その人は、広く人材を集めていきたいと思ひますと同時に、専任だけで足りない場合も起ってくるかと思ひますので、その場合にも、センターのイメージなり信用を得る上に障害になつてはいけませんので、この例外規定と申しますか、この場合にもそういう疑義が起らないように、ここは厳格に運営していくわけでありませう。

なお、この運営の方針は、いま申し上げたとおりであります。法律的に申しますと、これは例文になつておりましたが、どの法律にもこの規定がございまして、しかし、まさに例文だからこれに書いておくのだというだけではありませんで、実質的には、いま申しましたように、広く人材を集めたい。しかし、そのイメージをこわすようなことがないよう厳格に運営していくというように考えております。

○戸叶委員 ちょっと私、そこが理解しかねるわけですね。というの、いまおっしゃつたようなお考えであるならば、そしてこのセンターの性格から言ひましたら、前のほうだけいいように思うのです。ただし書き以下は要らないというふうには思ひます。ただし、経済企画庁長官から承認を受けなければいけませんというふうなことで、実際には、このセンターのイメージをこわすようなことにはならない人、しかも広く人材を集めるといふふうなお考えのようでございますけれども、こ

の前のところだけでも広く人材は集められるの
じやないか、むしろ、いわゆる営利事業に従事し
ているような人を選ばないほうがいいのじやな
いかというふうに思うわけでございしますが、わざ
わざ、経済企画庁の長官の承認さえあればそうい
う人も入れるんだ、というようなことをお書きに
なる必要はないんじゃないか。これは要らないん
じやないかというふうに思いますけれども、もう
一度念のために伺いたいと思います。

○矢野政府委員 たとえば会長を非常勤でお願い
いたします場合にも、先ほども申しましたよう
に、営利事業に従事しておりますと、センターの
最高責任者としてのイメージに合わないという問
題が起ってくるかと思っております。ただ、こ
ういう方をお願いしにくいと思っております。た
だ、このセンターの最高責任者としてふさわしい人、い
まの兼職の場合も含めましてふさわしい人がかり
にここにありました場合に——営利事業を行なっ
ている人では、おそらくなかなかイメージに合わ
ないと思いますが、そういう人物の方は、往々に
していろいろな形で、顧問とか参事だとかさうい
うことをやっておられる場合があるいは予想され
るかと思っております。したがって、このただし書き
の規定がないと、そういう場合にもひっかかって
しまう。実際にはそのイメージに関係なくとも、
形式上ひっかかってしまう場合があると、なか
なかな適当な人が得られないという場合が起る可
能性がありますので、ほかの法律の例文でもあり
ますので、この規定を置いておるわけでありま
す。しかし、たびたび繰り返しますように、それで疑
義が生ずることがないように厳格に運営してい
くというつもりでございます。

○戸叶委員 お考えになつていらつしやること、
説明されることはよくわかるのですけれども、や
はり買入者の立場、それから、このセンターが
目的とするようなものに該当する一般の国民、そ
ういうような人と、それから営利事業をしている
人との関係というものは、私は申し上げるまでも
ないと思うのです。たとえば何か問題が起きたと

きには、消費者のほうからいろいろ苦情を言わ
なければならぬ。その場合に、その苦情を言われ
るほうの側に、自分の会社と関係のあるような
のをやめてもらつていただく方がこの役員にいら
つていただくことは、何か非常に割り切れないも
のが——公平におやりになりまして、受けるほ
うの目から見ると、皆さんのほうは、幾ら公平に
しているんだとおっしゃつても、受けるほうの感
じはどうしても疑いをもつて見るを得ないよう
な結果に、いままでのいろいろな例を見るとなつ
ているわけですね。そういうふうなことから言いま
すと、やはり営利事業に携わらない人ということ
の、前のほうだけがいいような気がするものです
から、私もよく申し上げるわけなんですけれども、
も、こういう点はお認めになりますか、私がいま
申し上げたような点は、したがって、さういふ
うなことに関係のないような方というふうなこ
うなことをおっしゃつても、なかなかむずかしい
じやないかと思つております。さういふただし書き
降のことがある以上は、ちよつとむずかしいん
じやないかと思つておられますけれども、いま説明した
うな関係におちついたときには一体どういふこと
になるかという疑問を、私なんかとしては持つわ
けですけれども、この点はいかがでございますし
うか。

○矢野政府委員 いま先生のおっしゃいましたこ
とは、ごもつともな疑問だと思つております。このセン
ターの役員に、かりに消費者保護の観点からとか
問題になりそうないやうな会社の人が入つてい
たりしますと、あと、いかにいいことをやろうと
しましても、もう最初からそれだけで、あそこは
どうもあてにならぬといふことになつてしまいま
すから、これはもう避けなければならぬといふ
ように思つております。

私が申し上げておられますのは、実質的な点では
さういふ疑義の生じないような運営をしていくと
いうつもりでありまして、このただし書きがあり
ますのは、さういふことではなくて、ほんとう
に形式的に何かちよつと関係していたといふこと

でひっかかってしまつて、せつかくいい人に役員
になつていただける場合に、この条項で、ごくつ
まらないことと申しますが、実際にはほとんど
関係ないようなこととひっかかつてしまつては
けなない。営利事業と申しまして、これは非常に
幅が広いものでして、このただし書きがありま
せんと、これも営利事業じやなからうかとかいふ疑
義が種々起つてしまつております。いま先生のお
っしゃいましたような消費生活、あるいは消費者保
護の観点からとか問題が起るような会社だけ
が営利事業ならいいのですが、営利事業というの
はもつと幅が広くなりますので、さういふことに
関係のきつめて薄い、さうしたところにも何らか
の形でもしちよつと関係してしまつたら、このた
だし書きがありませんと、これはだめだといふこ
とになつてしまつて、範囲が非常に限定されてし
まいますので、法律としてはこの規定を設けてお
いて、運営上厳格にこのただし書きは適用してい
きたい。また、それではなければもつとからこわ
れたい。また、これは実際にどういふ人を選ぶ
か見ていただきたいと思います。いまから、御心配
だかれないようにと言ひましても問題だと思つて
が、私どもの気持ちとしては、御心配のような点
が起らないように、十分厳格にこの規定を適用
していきたいといふように考えております。

○戸叶委員 せつかく会長にはたいへんりつぱ
な、このセンターはさういふすばらしいもので
よといふイメージアップをさせておいて、あとで
問題の起きないやうに、どうぞ十分配慮してい
たきたいといふやうに要望いたします。

そこで十五条です。これはたいへん問題になる
ところでございますが、運営協議会の問題でござ
います。

運営協議会の中にいろいろな方をお入れにな
る。三十人以上で組織をするといふことでござ
います。しかも、この運営協議会といふものは、実
際的な力を持つていろいろ協議をして、そして運
営をしていくんだと思ひますけれども、その中の
代表の委員といふものをお選びになるには、いろ
んな情報等から選んでいただきたい。いまいろん
なところで有名な人もおりますけれども、さうい
うところだけにこだわらないで、一般の主婦の中
にも、実際の生活を通して、消費者としてのいろ
んな悩みを持つていらっしゃる方がいらつしやる。さうい
う深い体験を持った方がここにいらつてきて、そして
運営協議会に参加することによつて、その人たち
の意見も反映されていくといふことが必要じゃ
ないかと私は思ふのです。したがって、その協
議会のメンバーの選抜にあつてはよほど留意を
していただきたい。場合によつては、何かの形で
一般に募集をして、テストをして入れるというよ
うなこと、これもたいへんむずかしいことかもしれ
ませんが、これだけでも、一応何々といふやうな有名
人といふことだけでなくて、さういふ中から掘り
起していただくといふやうなことも考えていただ
きたいと思ひますけれども、さういふ点について
は、どういふやうな考えをもつてこの協議会の
メンバーをお選びにならうとしていらっしゃるこ
とが一つと、もう局長の頭の中に何か描いてい
らつしやるのか、全然白紙かどうか、この点もま
ず伺つておきたいと思ふのです。

○矢野政府委員 この運営協議会の委員につきま
しては、この法律では「センターの業務に関し学
識経験を有する者並びに関係行政機関の職員及び
地方公共団体の長のうちから、内閣総理大臣の認
可を受けて、会長が任命する。」さういふこと
になつております。一つは、この仕事は、先ほど
からも申し上げておりますが、関係省庁、非常に
連つてまいります。また、その関連のもとでや
つていくことが、センターの業務を遂行していく
に非常に必要であると思ひますので、さうした
方から選ぶといふことであります。また、先ほど
も申し上げました、地方公共団体との連携の問
題もありまして、そこから選ぶ。そのあとの学
識経験者といふことであります。この点は、いま
先生が言われました、まさにさういふ形で選ん
でいきたいといふやうに思つております。決して
有名人であるからとかあるいはいろんなわ張り

だとかいふことよりも、むしろこのセンターの業務を運営していく上に最も有効な人を選んでいきたいというふうに思います。いま先生のおっしゃいましたような方法というの、私ちょっと気がつきませんでした、非常にいい方法の一つであるかと思ひますので、そういう点も検討させていただきたいと思ひます。

ただ、私の考えが具体的にどうかということでもございしますが、これはこの規定にもございしますように、会長が任命することになります。もちろん、私も十分それにお手伝いはしてまいりたいと思ひます。この規定でも「内閣総理大臣の認可を受けて」ということでございしますから、十分お手伝いをしてまいりますが、いずれにいたしましても、この法案が通りましてからその責任者がきまり、その方が責任をもつてきていく。そのときに私どももお手伝いする。その場合に、お手伝いしようとする観点、まさに先生のいま言われましたことが一番重要であると思ひます。

○戸叶委員 局長の御答弁を聞いておりますと、たいへんいいなというふうに思ひますけれども、それが実際に行なわれてくれるように私は望んでおるわけです。

そこでもう一つ、やはりこのセンターが、いろいろな粗悪品とか有害品なんか出ないよう前もって防ぐという役割もしていただきたという意味から、たとえば商品などに関しては、試買テストというふうなものでも実施していく必要があるんじゃないかというふうに思ひますけれども、そういうお考えがあるかどうか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○矢野政府委員 このセンターの目的なり業務の一つには、国民に対する知識なり情報の提供、そのときに国民の商品選択という点も、これは重要な情報の一つかと思ひます。この点につきましても、先ほどのテスト——この場合には主として鑑別テストになるかと思ひますが、そういうことでやはり同様に、いまお話しした比較テスト……（戸叶委員）「試買、前もって調査をするための試

買」と呼ぶ試買テストと申しますのは、商品選択のためのテストの場合には、現在のところはこのセンターで——もちろん、その選択のためのいろいろの判断の基礎なりその資料を収集することは必要であります、センター自身で商品を実際に買つてテストするということは、少なくとも当初の段階では考えておりません。これはやはりそれぞれ専門の機関がございします。たとえば消費者協会、ここでもそういう仕事をやっておりますので、あまり同じようなことをダブってやっていると、いうのも二重になりますので、なるべくそういう機関を活用していきたいと思ひます。しかし、現在そうしたテストも十分であるとは考えられませんが、なるべく既存のテスト機関の拡充をはかつていくと同時に、もしどうしてもそれではうまくいかないというふうなことがありますれば、今後必要に応じて、直接そういう仕事もやっていると、いうことも考えられます。しかし、何といひましてもセンターも、最初からあれこれ手を広げて重点がぼけてしまひますので、なるべく既存の機関を活用し、その結果を十分われわれのほうで吸収して情報を提供していくということに、まず専念したいというふうに思ひます。

○戸叶委員 いま新しいものがいろいろあちこちでできておるわけでもございまして、特にいろいろな危険の念を抱くようなものもあるわけでもございします。危険ではないかというふうな非常に不安感を持つような、そういうものもあるわけでもございまして、やはり積極的に前もって情報を提供するという意味からも、いま私が申し上げたようなことをぜひお考えいただきたいというのを要望したいと思ひますが、この点について先ほど最後に、必要とあればそういうことも考えていきたいけれども、あまり初めから手は広げられないからというおことばでございしますが、できるだけ初めにそういうことをお考えいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○矢野政府委員 センターが仕事を開始いたしますと、いろいろそういう必要性が起ってくるか

と思ひます。その場合に、まずなるべく既存の機関——既存の機関ならどこでもいいというわけにはまいりませんけれども、権威のある機関をなるべく活用していく、これが非常に効率的ではないかというふうに思ひます。しかし、たびたび申しますように、そういう機関だけでは足りない場合も起こつてまいりますので、それは必要に応じて直接やっていくということも、この業務の発展の過程において漸次考えていきたいというふうに思ひます。

○戸叶委員 私はこれで質問を終わりますが、この委員会では消費者保護基本法が超党派で通つたことは、皆さんの御承知のとおりでございします。したがって、この附帯決議に盛り込んでおりますようなそういう精神を十分この法案に照らして生かしていただきたい、こういうことを最後に要望いたしましたので、私の質問を終わりたいと思ひます。

○松平委員長 渡部通子君。

○渡部通子委員 私、この国民生活センターというものがほんとうにできてよかったと国民から思われるような、ぜひそうなつてほしいというところ、お役所仕事に終わらなければという危惧と、両方ともございしますが、ただいま戸叶先生からいろいろ質問がございまして、ほとんど問題点は尽くされておりますので、二、三念を押す関係で、質疑をさせていただきます。

前回にも私、ぜひ独自のテスト機関を持つてほしいという要望を申し上げましたが、これはあくまでも正確な情報を提供するという意味合いから申し上げたことでございまして、ただいまもテスト機関ではないという御答弁がございました、それはよくわかります。ですけれども、いままでの実績からいって、やはりいろいろな関係省庁の関係等もあって、なかなか正確な情報というものが公表されない、あるいはテスト結果がわからないというふうなままでの実情からおきまして、やはりセンターがある程度独自の權威というものを持つて、あらゆる圧力をはねのけても、正しいテ

ストとセンター独自の判断に基づいた一つの結果の公表という、これを、センターの目的である正確な情報提供という意味合いからお願ひをしたい、そういう意味合いでは、独自のテスト機関というものは将来当然必要となるのではないか、こう思ひますので、その点について、もう一度念を押す形でお願いをしたいと思ひます。

○矢野政府委員 先ほど来私が、テスト施設をここで持つて持たないか、あるいはテスト機関になるかという点については、この法律の規定するところの国民に対しての情報の提供ということ、そういう目的に照らして申し上げていくことは直接の目的ではない。ですから、それをこのセンターで持つて持たないかという点については重要な点でない、という点と誤解があるかと思ひますが、そのこと自身はそう大きな問題でない。あくまでも目的が重要でありまして、あるいは目的を遂行することが重要でありまして、正確な情報、知識を提供する、その目的上どうやら一番いいか。その場合に、商品テストの機関もいろいろありますから、そこを活用していく、これがおそらく有効じゃなからうかと思ひます。しかし、そのこととはあくまでも手段でありまして、もしそれでできないようなことであれば、この目的に照らして、直接ここでやっていくかなければならぬという場合も起こつてまいります。もちろん公表の問題も、こういう正確な情報を提供していく場合に必要なことである限りは、十分それもやっていくかなければならない。つまりテストをし、その結果を公表する。あくまでもその目的に照らして必要である限りはやっていく。ただ、その手段として直接持つて持たないか、これは手段の問題でありまして、目的のほうは重要でありまして、目的に照らしてどうすべきか、効率的かという点で判断してまいりたいと思ひます。ですから、あくまでもテスト施設を持たないからテストはど

て、正確な情報を提供することがどうでもいんだというところではありませんが、その目的を達成するために最も有効な方法、手段をとっていきたいということでもあります。

○渡部(通)委員 ただいまの御答弁、よくわかりました。どうか将来の問題として、その点はあくまでも厳格にお願いをしたいと思ひます。

先ほどからもお話がございましたように、確かにこのことは運営の問題であり、人の問題に尽きるように思ふわけですが、矢野局長も、これはたいへんに力を入れてこまめに運んでこられた問題でありまして、そういう意味で最も大事であるという人の、人材を集めるという点について自信があまりかどうか、その一点。

それから、やはりこの運営では、関連省庁の多いことでもありますし、それから地方センターとの連携とか、あるいは専門テスト機関の活用、こういった意味で、非常に関連性の広範囲な運営というところになってまいりました。この監督の長とトラブルの解決もできないのではないかと。こういう意味で、総理を監督の長に置くというふうなことはできないであろうか。この二点、運営面からお願ひしたいと思います。

○矢野政府委員 ただいま申されましたように、何といひしてもこのセンターが、当初の目的に照らしてこれを十分遂行していけるようになるかならないか、一番重要な点は人材を得ることである、これはおっしゃるとおりであります。これを運営していく会長はじめ役員あるいは職員、この人材を集めるということに自信があるかと言われますと、自信がないと言ふわけにはまいりませんが、いずれにしましても、国民生活センターの重要性を十分考えまして、そういう人材を集める最大の努力をしたいというふうに思つております。この人材を集めます場合にも、なるべく広い方面から、いろいろな方法で集めたいというふうに思ひます。いろいろななわ張りだとか行きがかりだとかいふことは断固として排除して、このセン

ターの目的に合う人を、多少時間がかかりましたも集めていきたいというつもりでおります。おそろく集められるものだという確信を持っております。

それから、第二の点であります。もちろん、センターにどういふ人を得るかということが重要でありまして同時に、やはり役所としましては、一般的な監督権を持つことになりまして、このセンターの重要な機能にかんがみまして、総理大臣が会長、監事など役員に任ぜられ、総理大臣が基本的な事項は直接おやりになるわけでありまして、あと日常的業務につきましましては、経済企画庁長官が総括的な監督をいたすことになりまして、これは関係各省との協力も十分得ながら、その総合調整官庁である企画庁が十分この監督をし、その当初の目的に照らしてこれが十分発展していくように協力していきたいというふうに考えております。

○渡部(通)委員 もう一点お伺ひをしたいと思います。窓口の問題が大事になってくると思うのですが、窓口に法文の一条にありましたように、これは目的がたいへんに広範囲でございまして、先ほどの局長の御答弁で内容はよくわかったのですが、「総合的見地から」と書いてありますけれども、消費生活一般、それに加えて住宅、公害、公共サービス、これまでも一切ひっくるめて一応は窓口になる、こういうお話でございまして、いろいろな苦情が持ち込まれたときに、たらい回しにされるのではないかと、あるいは非常にございまして、また、そんなじやめんどうくさいからやめた、これがやはりいまの一般の方々の感情でもあるのではないかと、窓口に思ひます。窓口をなるべくふやしていただきたいというのをお願いでございまして、将来窓口をどのくらい——各県に一つずつセンターをつくるという計画は何つておりますが、その次の段階、また将来の窓口に対する見通しをお聞かせいただきたい。

○矢野政府委員 この国民生活センターを設置したいと私も考えております。一つの中心的な点は、いま先生が言われましたように、いろいろな苦情や問ひ合わせに對しまして、これはここ

じやないんだ、あつちだ、とかいうたらい回しにしないように、なるべくここで総合的に処理していきたい、そういう機関が必要ではないかといふことが、この法律を今度提出いたしました一番のねらいであります。

現在もすでに、各方面にいろいろな苦情処理の機関がございまして、それぞれ活発に活動しておりますが、何といひしましても国民の側からいいますと、どの問題をどこへ持っていくたらいいんだかよくわからない。あるところへ持っていくても、結局わけがわからなくなってしまうから、次の機会には二の足を踏んでしまうということにならないように、なるべく総合的な案内所にしたいといふこと

であります。そのためには、もちろんここだけで処理しきれないといふこともございまして、この中でネットワークをつくって処理していく。これはたびたび申し上げておることであります。その場合にも、来た人をたらい回しにするのじやなくて、こちらが内部で連携をとっていくという考え方でございまして。

窓口につきましても、末端の窓口はもちろん、なるべく多いほうがいいと思ひます。先ほど申しましたように、東京にあるこのセンターに、そう津々浦々から来られるわけにはまいりませんので、そのためには、現実の仕事としては各地方のセンターの中核体になっていくということが重要であるかと思ひます。その場合に、来年度、四十六年度になりまして、四十六都道府県にセンターができる予定でございまして、もちろん、それだけ十分だとは思ひません。さらに将来、できれば市町村段階にもそうしたものができていくことが望ましいと思ひます。この点は、現在都道府県におきましても、こうしたセンターの重要性に対する認識は非常に高まっておりますので、県単位と申しますか、一カ所だけでなくて、すでに何か所か設けているところもございまして、さらにそれを市町村の段階にまで広げていくという方向

におそろくあるというふうに思ひます。その点につきましまして私どもから応援できることは、今後也十分していきたいというふうに考えております。

○渡部(通)委員 最後に一つ要望ですが、これは戸叶先生のほうからもありました。消費者の利益を代表する者が——そういうことが盛り込まれるようでございますので何でございまして、先ほど戸叶先生のほうからも、主婦の代表等を入れたほうがいいという御意見がございました。私もこれはたいへん賛成でございます。というのは、やはりこれに関係するお方がたいへん女性が多い、利用する人に女性が多いという立場から、なるべく役員とか協議会とか、こういったところに女の方を入れておいていただくと親しめるのではないかと。そういう意味で、この利用度の上から非常に効果的ではないか。もちろん人物的に適否ということが一番中心でございまして、適当な方がおありの限り、それは積極的に採用していただきたい、こうお願いをいたします。終わりでございまして。

○矢野政府委員 この生活センターに関心を持たれる方は、おっしゃるよう女性が多に多いと思ひます。私も私としては、女性だけでなく、男性もこれに大に関心を持ってほしいと思つております。現実には女性のほうが関心が多いかと思ひますので、もちろん私も先生の言われましたようなことを、十分その意をくんでやりたいというふうに思つております。

○松平委員長 和田耕作君。

○和田(耕)委員 この生活センターは、いろいろな国民からの苦情を受ける、苦情相談のようなことが実際中心になるという見通しですか。

○矢野政府委員 苦情相談だけではありませんで、苦情が来るまでもなく、国民が非常に関心を持っておる、あるいは現実にいろいろな一般の問題に關心する、あるいはこのセンターの側から、業務の第一号にありま

も申し上げましたが、テレビ、ラジオ、いろいろそういう手段を通して国民に知識、情報を提供していきたいというように思っております。

○和田耕委員 一つの心配は、店を開いて、そして、こういう店があるからいろいろなことを言うていらいやというような、受け身の仕事のしかたになるおそれがあるんじゃないかという感じがするんですね。そういうものになりますと、消費者保護基本法の精神に反することであつて、たとえば、ひとついい機会ですからお伺いしたいんですが、たばこの問題ですね。たばこをあんまりのんでいって肺ガンになる、私もそう心配しながら吸っているわけですが、たばこをあまり吸っていると肺ガンになるという問題を、センタ―がいままでいらないところでやっている議論を集めて、そこでたばこはどういうものかということについての積極的な啓蒙をしていくというようなことをおやりになりますか。

○矢野政府委員 いまお話しのようなことも、センタ―の一つの仕事であらうというように思われます。個々の問題につきましては、センタ―を運営していく責任者がケース・バイ・ケースに判断していくことになると思います。また経済企画庁としましては、これに十分協力していくつもりでございますが、なるべく国民がいろいろな疑問に思っていること、あるいは思いそうなことにつきましては、いま先生が言われましたように、窓口に来るのを待っているわけじゃございませんで、積極的に情報の提供をしていきたいというように考えております。

○和田耕委員 消費者保護基本法ができ、国民生活センタ―ができる大きな理由は、いろいろな技術革新が行なわれて、いろいろな新しい製品が登場してくる。それで、これがどんな内容を持っているのか、人体にどんな影響があるのかということがわからぬままに、大きな宣伝の中でこれを買わされておる。そういう中の中の一つの灯台のような役割りを果たすというのが一番の目的だと思うのです。そこで、たとえば長年使っておつたもの

が、だんだんと苦情その他で、これは害があるんだ——チクロのような、あるいはたばこもそうですけれども、そういうような例がどんどん出てくるわけですね。こういう問題を未然にできるだけの防ぎような啓蒙というものが、重要な役割りになるわけですね。したがって、何か問題になりそうなお新製品が、あるどこかの会社から発売されるというようなことを想定しまして、その商品に対して、センタ―としてはチェックしてみようというような試みをおやりになりますか。

○矢野政府委員 そういふ必要も起こってくるかと思ひます。いま先生が言われましたように、いろいろな新しい商品が次々と出てきておられます。また、今後一そうそういうことが多くなつていくと思ひます。そうした製品は、従来よりも、生活の上にもいろいろ便宜を与える面も多いかと思ひます。しかし、その反面、いままでは考えられなかつたような危険もまた、ふえてくる可能性が多くなつておると思ひます。このかね合は非常に大きな問題になるかと思ひますので、この生活センタ―としまして、そうした新しい製品の便益だけでなく、一方にどういふ危険が伴うかということにつきましても、なるべく広く資料を収集する、あるいは必要に応じては、また専門のところへ積極的に検査を依頼するということも、漸次起こつてくると思ひます。同時にまた、センタ―としましては、国民の側にも、あまり便利だけを追わないように、危険ということも十分考えて商品を選択するといふ、こういういわば啓蒙教育と申しますか、こういうことも、一方では重要なセンタ―の役割りであるというように思ひます。

○和田耕委員 新製品で問題になりそうな商品の取り扱いというのは、非常にむずかしい問題だと思ひます。内容的にもそうだし、扱い方によれば営業妨害にもなるというふうなこともなりまします。非常にむずかしいことですけれども、しかし、そのむずかしい中でこれを何とか仕分けして、そして国民の生活に害が起らないようにというものが、このセンタ―のあれであるわけですね。

ね。したがって、新製品、まあすでに売られているものでも新製品といわれる範疇のものを、これは問題だということを引き出してくるためのしるべき内部の委員会とか、そういうものをもちこになる御意向はないのですか。

○矢野政府委員 そうしたことも考えてみたいというように思ひます。

○和田耕委員 これは非常に重大なことなんです。そしてまた、いままで生産中心で消費生活が二の次になつたといわれる、これを転回するためには、やはり国民生活の側からあらかじめ問題になりそうなものをチェックしていくということがなしには、それはできないわけですね。そうでないと、十年も十五年も使っていく、これはたいへん悪い品物だつたといふことがどんどん出てきていくわけですから、それを防がなければならぬといふことなんです。防がなければならぬといふことですけれども、これはいまの自由経済では非常にむずかしいといふことにもなるわけですから、そこを何とか解決しないと、こういうものをつくる重要な意味もなくなるわけですから、むずかしいけれども、その問題を処理できるような運営の機関をぜひひとつ考慮していただきたい、こういうふうにお願ひしたいと思ひます。

○矢野政府委員 新しい商品ができて、非常に便利さを増すと同時に、一方で危険性も出てくるという場合があります。先ほど申しましたように、こうしたものは、消費者もなるべくそこに注意を払っていただきたいといふ、そうした啓蒙を一方ですると同時に、また、消費者がそういう意識を強めてまいりますと、生産者の側もより以上にそういう点に着目していかなければならない。このセンタ―の今後の一つのあり方、あるいは理想でもありますが、メーカー側も新しいものをつくつた場合に、一方でどんな危険があるかということについて、積極的にセンタ―に相談をしに来ざるを得ないような状況にいけば、これは非常に望ましいことだと思ひます。一々こつちが全部のものをシ

ラミつぶしにというわけにもまいりませんので、生産者の側もセンタ―に相談に来る。うっかりしていると、今度は消費者のほうから反響を食つてしまふ、そういう点をセンタ―に持ち込む。ここで消費者も生産者も一緒に、いろいろそういう問題の処理に当たつていけるようになるのが一番望ましいと思ひます。一朝一夕にはなかなかいきにくい点もありますが、そうした方向に運営していけるように何とか持つていきたいというように思ひます。

○和田耕委員 消費者のほうは、いまいろいろふところぐあいいいし、便利で——病氣なんかでも、早くきくのがあればすぐ飛びついていくという状態があるわけですね。したがって、それをチェックするものが——生産者のほうは売りたいといふことがあるわけですね、その中でいろいろな問題が起つていくわけですから、こういう状況のもとで国民の生活を守るといふのが、このセンタ―の一つの役割りになるわけですから、その点をひとつ——消費者のほうのあれも大事ですが、これを引き戻すために、これはぜひ大事なこととして、内部でそういう新製品をチェックする。特に医薬品で抗生物質関係はもと神経を使つて、そうしてチェックできるようなことを、ことによつたら勧告するとかいうような方法も、ぜひともひとつ考えていただきたいと思ひます。

それで、そのことと関連して、いま局長がおつしやつたように、メーカーのほうに、これは何とかやはり生活センタ―に相談してみたいほうがいいぞというふうな気持ちを持ち起さすために、公表という問題は意外に重要だと思ひます。まあそれは間違つた公表になるかも知れませんが、それは現在のいろいろな試験機関の問題によつて、しかし、現在技術的な研究のレベルで見ても、そういう判断については、たとえばそれが間違ひであつても、そういう結論に達したら、公表するといふこの原則だけは堅持してもらいたいというふうに思ひます。どうでしょう。

○矢野政府委員 先ほども申し上げました、消費者がその商品の性格を十分選択でき得るようになる、これがセンターの重要な目的でもあります。いま先生の言われましたような方向でやっていきたいというように考えております。また、そのことが、先ほどちょっと申しましたが、生産者の側も積極的にこの機関を活用していくという、その糸口にもなっていくかと思ひます。ただ、繰り返すようにありますが、あまりいいかげんなデータなどに基づいてああだこうだ言いますと、かえって先ほどのような健全な協力関係にひびを入れてしまふ。何かあそこは何でも暴露してしまふようなことばかりをやっているということになつてもいけませんので、ここは非常に慎重にやらなければならぬと思ひますが、あくまでも考え方の基本は、先生のいま言われましたとおりであるように思ひます。

○和田(耕)委員 実は私も、この法文の中には公表云々のことがどこにもないので、そういうことばを入れたらいいじゃないか、そういうような修正は必要じゃないかというふうに感じたのですけれども、まあいろいろ問題があつて——それを十分ひとつ考えていただいて、そうして運用してもらいたいというように思ひます。

そこで、先ほどの戸叶委員の質問の中で、営利事業に携わつておる人を役員にはしない、ただし、長官の、という項目がありますね。あれで局長の答弁では、会長という問題を例にあげておられたのですが、会長以外の役員は、そういう営利関係の者から選ばないというふうに理解していいのですか。

○矢野政府委員 ここで専任して仕事をやっていただく方は、ほかの職と兼務しているということとは事実上むづかしいと思ひます。

ただ、先ほど会長の例を出しましたが、たとえば監事の場合も、常勤である場合、あるいは非常勤である場合も考えられます。そのほか理事についても、非常勤ということとは絶対考えられないわけではありません。これは適当な人材を選べるか

どうかにも一つはかかつてまいります。なるべく専任で、すぐれた人材を選ぶということが一番理想であります。なるべくそうしたことをお願いしていきたいと思つておりますが、しかし、そう急いではない場合もあります。ですから、会長に限らず、そのほかの場合にも、あるいは非常勤といふことも過渡的には考えざるを得ない場合も起こつてくるかと思ひます。ただ、ただいま考えておりますのは、会長、場合によつたら監事にそういうことができてくるかというように思ひます。理事の場合には、どうしてもそこへ専任して仕事をしていただかなければならぬが、監事の仕事は、その性質上常時そこになければ仕事がつとまらないとは限りませんので、あるいは非常勤という場合も考えられるかと思ひます。

○和田(耕)委員 これは私、会長のことだけなら、人選等の問題で局長が答弁されるようなこともあろうかと聞いておりましたけれども、ひよつとしたら理事もというように考え方になると、これは問題だと思ひます。戸叶委員の申された点は、意外にこれは重要な問題だと思ふのです。やはり重大な問題になつてきたときに、それに関係のある人が、形だけであつてもこの会の役職におつて、しかも重要な理事とかそういうところにおつて、ということになると、これは議論をこえて、センターの性格に影響することだし、したがつて、先ほど会長の問題でも局長がおっしゃつたように、形だけ営利事業に関係しているという人もあるのだ——そういう場合には、できるだけ形だけのものはやめていただくとか、そういうふうな処置をとつていかなければならぬ問題ではないかと思ふのです。したがつて、いまの監事云々も、理事、監事には、つまり常勤あるいは非常勤を問わず、営利事業とは関係を持たないようにするというこの原則を確立してもらつたということが必要だと思ふのですけれども、どうでしょうか。

○矢野政府委員 ただいま私が、会長だけでなく、監事あるいは場合によつたら理事と申しましたのは、ごく一般的に申し上げましたことで、そのすぐあとでも申しましたように、現実問題として、理事は非常勤では、このセンターの性格からいきましても、また業務の内容からいきましても、ちよつと兼任では困るというように思ひます。また、実際のこれから選んでいきます場合には、専任をさせていくつもりでおります。ただ、会長と監事の場合には、その仕事の性質上、毎日そこへ来ていなければならぬということでもありませんので、場合によると非常勤という場合も考えられます。その場合にも、いま先生が言われましたように、営利事業に何らかの形でちよつと関連しているという場合があるいは起こるおそれもありますので、このただし書きつきの規定を、一般の法律の例文にもありますので書いておきますが、もちろん、ちよつとどこかの仕事に携わつておるということであつても、何かそれがセンターのほうの仕事の内容なりイメージに支障を来すようなおそれがあるいはいけませんので、そういう場合には、極力そうした仕事をはずしていただくように、もちろんお願いし、また、そういう形で運営してまいりたいと思ひます。

ただ、先ほど申しましたように、営利事業と申しましたも非常に幅が広いものであります。このセンターの仕事と、あるいは消費生活そのほか国民生活と利害がとかく対立しがちであるというふうなものばかりが営利事業ではありませんので、その辺は、実際上の解釈あるいは運営の上で厳密にやつていきたいというように思ひます。

○和田(耕)委員 重ねて確かめておきたいのですが、たとえばある銀行の頭取とか、あるいはある重要な商社、営利事業そのものの会長とか、こういう人をお選びになることは、万ないでしうね。

○矢野政府委員 だれを選ぶかといふことは、この法律ができてからあとで、所要の手続で定めることではあります。少なくともいま言われましたようなことは、私どもは考えてお

りません。

○和田(耕)委員 いまの、ほんとうの形だけ関係しているという人はたくさんおつて思ひますけれども、そういう人は、いま局長のおっしゃるような形で運営していただくことにして、これは意外に重要だと思ひますので、神経を使つて、いまおっしゃるように、センターの基本的な性格をそこなわないように厳重に運営していただきたい、これを要望いたします。質問を終わります。

○松平委員長 松本善明君。

○松本(善)委員 この国民生活センターについて、これがほんとうに国民の生活に役立つようになるかどうかというのは運営によるわけだと思ひますけれども、生活研究所のときからの経験として聞きたいわけですが、この運営について、国民の広い層からの意見が反映するように、何らかの努力をしてきたかどうか、その点について答えていただきたいと思います。

○矢野政府委員 生活研究所の場合にも、参与会とかそういう機関は設けておりますし、また、それを包括的に監督いたします経済企画庁でも、なるべく国民の一般の関心の方向に合うような仕事をやっていただきたという、一般的な監督はしてきております。しかし、何といひまして今度の国民生活センターは、より以上に国民の要望をバックにしなければならぬという点が、一そう強くなりますので、さらにそうした運営につきましては、先ほどから諸先生の御質問にお答えしておりますように、もっと広くそうした要素を取り入れていきたいというように思つております。

○松本(善)委員 この研究所にしても、センターにしましても、つくつただけで、何か政府が、この問題について非常に関心がある姿勢を示すだけだ、こういう機関もあるわけでありまして、そういう点からするならば、いままで研究所ではあまりやつていなかったのではないかと思ひますけれども、やはり定期的に運営協議会に入つておる人の意見というだけでなく、いろいろの運営につい

て、あるいは調査とか研究の内容についての意見を徴する必要があると思うのですけれども、そういう点についてはどう考えていますか。

○矢野政府委員 いま言われましたように、運営協議会だけでなくて、できれば、その現実の運営としては下部機構をつくっていくとか、あるいはそのほか、先ほども和田先生からいろいろな御質問なり御意見がございましたが、いろいろな運営上必要な専門委員会と申していいのでしょうか、そうした性格のものもなるべく広く取り入れてまいりまして、その業務の内容あるいはいろいろの活動の状況につきまして、その報告を受ける、あるいは意見をそこで述べていくというように、なるべく衆知を集めていくような方向で運営してまいりたいというように考えております。

○松本(善)委員 運営協議会に入る民間代表ということになる、ある程度数も制限されると思えますけれども、そういう非常に広い範囲のいろいろな団体の代表の意見を定期的に聞くことが必要だと思ふのです。そういう点はどうでしょうか。

○矢野政府委員 そういう方法も考えていきたいと思ひます。

○松本(善)委員 それから、運営協議会のことが出ましたのでお聞きしておきますが、参与ですね、生活研究所の場合の参与でいいますと、これはやはり次官が半分ですね。こういうことについて、同僚委員からいろいろ批判を含めて、運営協議会の問題について意見が出されておるのだと思ひますけれども、このセンターになった場合の運営協議会について、これは官僚の天下りの場所ではないかというような批判もあることではないかと、国民の立場、消費者の立場を代表する人たちを入れる、これは当然の話でありますけれども、生活研究所の参与の場合と違って、運営協議会の構成について何か前進的に考えていることがあるかどうか、それを話してもらいたいと思ひます。

○矢野政府委員 先ほどから申しておりますが、国民生活センターを運営していくにあたりまし

て、なるべく広く各方面の意見を聞く、あるいは意思の疎通をはかっていくということが非常に重要であると思ひます。したがって、この運営協議会の委員を選びます場合にも、そうした観点でやっていきたいというように思ひます。また、もちろん運営協議会だけでなく、そのほか、先ほどのいろいろお話に出ましたような機関を設けていく、それを通じて広く各方面の意見を聞いていきたいというように思ひます。

もちろん、ここには関係行政機関の職員からも選ぶことになっておりますが、これはたびたび申しておりますが、この生活センターの仕事は関係各省に非常にとまがります。したがって、そのうしたところとの連携をとる、ネットワークをつくるという上にも、関係行政機関を代表する人もこの中に入っていく必要があらます。しかし、それは決して、それぞれの役所の都合とかあるいは天下りとかいうふうな人は、毛頭ここには入れたくないと思つております。あくまでもセンターの運営上必要な機関として考えておりますし、それに十分役立つような形で人を選んできたい。そういう形で、実際に選ぶのはできましてあとの責任者であります。私もそういうした方向で御協力してまいりたいというように考えております。

○松本(善)委員 私も、そういう一般的なことであれば、ほかの委員にも答えられたので、聞いて知つていくわけだけども、国民生活研究所との違いといふますか、特にこの審議の中で同僚委員もそれぞれ強調し、私もこの運営協議会の構成といふものが非常に重要だといふふうに思ふのです。センターをさらに前進させるというか、この運営協議会の内容、メンバーを民主的にするといふか、一般的に、できるだけ御意見に沿いますといふことではなくて、そういう点で具体的にどういふふうができるかといふことをお答えいただきたいわけであります。

○矢野政府委員 国民生活研究所の場合にも、もちろん広くいろいろな人の意見を聞いて、その要望に沿つて調査研究をやっていく必要があるわけでありますが、しかし、国民生活センターの場合には、より一そうそうした必要性が高まつてくることになると思ひます。

「委員長退席、武部委員長代理着席」

したがって、この法案の十五条の「センターに、運営協議会を置く」ということの中の規定でも、「会長は、センターの業務の運営の基本方針及び毎事業年度の事業計画について、あらかじめ、運営協議会の意見をきかなければならない。」これは従来の国民生活研究所にはなかつた規定でありまして、従来は、会長の諮問に応じて審議することでありましたが、今度はもっとそれを明記して、いろいろな仕事をやっていく場合にこの意見を聞かなければならない、こういう規定をつけてあります。

それからもう一つは、従来と違ひまして、地方公共団体の長のうちからも運営協議会の委員をお願いする。これは地方の生活センターと関連が事実上非常に緊密になり、また、しなければならぬので、そういう規定が入っているということが法文上、従来の国民生活研究所とは違ふところでありまして、もちろん、この法律の規定が違ふという趣旨を体し、この目的を達成するために必要な形で運営してまいりたいというように存じます。

○松本(善)委員 私の聞きますのは、運営協議会の構成の問題なんです。構成の問題が、ことばでは、できるだけ消費者の代表も入れましようといふことを答えても、センターの場合、研究所の場合の参与の例から考えるならば、これはここだけの話になりはしないだろうかといふ心配を持つていくから聞いているわけなんです。具体的にどういふふうができるかといふことなんです。

○矢野政府委員 実際にどういふ方を運営協議会の委員にお願いするかは、もちろん、この法律が通つてからあと所要の手續によるわけでございますが、いま

して、いま、だれを、何人といふことは具体的に考えておりませんが、しかし、方向としましては、この生活センターの性格上消費者の代表の方、これも先ほどお話ありましたが、いわゆる消費者団体といふことに必ずしも限らず、もちろんそういう方も必要でしょうが、そのほか、こういう消費生活あるいは国民生活にいろいろ関心を持つておられる方、一番具体的には消費者が多いと思ひますが、そういう方々をなるべく入れていきたいといふふうに思つております。と同時に、このセンターを運営していく上に必要な方は、広くお願いするつもりでございます。御趣旨のように、消費者の意向を代表する人が、どうしてもこの学識経験者の中を中心になつていただかざるを得ないというように思ひます。

○松本(善)委員 人数比率でいうとどのくらいのことを考えていますか。

○矢野政府委員 現在、人数比率まで具体的に考えておりませんが、たとえば関係行政機関、関連のかなり多いところが十五の省庁にまたがっておりますが、しかし、その十五の省庁、必ずしも全部といふことで考えているわけではありません。その中にも関連性の深いところと若干薄くなることもありますので、これは全体の構成と申しますか、委員の全体との関連を見ながら、一方関係行政機関の関連性の深さ、その辺を勘案してまいりたいと思つております。それから地方公共団体の長、これもちよつと先ほど申しましたが、四十六都道府県にまたがるといひましても、もちろんこの全部をお願いするわけにはいきませんので、この代表になられるような方、これは一人になりますかあるいは二、三人になりますか、この辺まではいま詰めておりませんが、せいぜいその範囲内であらうかといふふうに思つております。あと学識経験者につきましては、どういふ方を何人といふことはまだ考えておりませんが、なるべくこのセンターの運営をやっていく上に、あるいは一般から見てもそういう構成がふさわしいと思われ

るような構成にしていきたいと思っております。
繰り返すようですが、どういふところから何人という具体的な詰めは、いま、してあります。

○松本(善)委員 関係各省庁ということになれば、必ずしも全部運営協議会の中に入る必要もないわけなんです、その連絡は可能なわけでありまして。少なくとも研究所の場合の参与の半分が関係各省庁の次官というようないふことがないような、そういうことは考えておられますか。

○矢野政府委員 私、考え方としては、ましては、どうも半分は多過ぎるというように思っています。

○松本(善)委員 それから、研究や調査内容あるいは情報の公開ということが、先ほど来議論されておりますけれども、この公開について、先ほど生活局長のお話では、何でも暴露するようなことになつてもよいが悪いという話でありますけれども、そういうことで企業のごきげんを損じては悪いという配慮から公表をしないというふうなことがあれば、これは役に立たぬことになる。ある意味では、そういう企業のお目つけ役でもなければならぬ。だから、原則としてやはり公開しなければならぬと思うのです。この公開をしないという場合は、どういふ場合が考えられますか。

○矢野政府委員 この公表するかしないかという問題は、別に企業のごきげんを損ずる損じないという観点で考えるべきものではないというように思っています。あくまでもその内容が正確なものであるかどうか、もしそれが技術的な判断にまたなければならぬ場合には、その技術的な判断に対して十分権威を持つていふところの判断がもとになります。その点にもし疑義があったりします場合に、ただ何でも、ちょっとあふないようなこととありそうだとこの観点だけで公表したりいたしますと、別に生産者のごきげんを損ずるというふうな観点でなくて、もちろん生産者にも迷惑がかかるかと思ひますが、消費者としても感うことになりまふので、あくまでもその内容の正確性がもと

になります。しかし、たびたび申し上げておりますように、消費者の選択を惑わせないように、消費者が十分に自分の思ふものを選択できるようにする、その観点が一番重要でありますから、その観点に照らして必要な限りは十分調査をし、テストもし、公表もしていくということが、どこまでも原則であるというように思ひます。

○松本(善)委員 そうしますと、公開の場合の障害というよりは、研究そのものが正確なものであつては困るわけです。研究そのものが正確なものでなければならぬわけですね。正確なものであれば、研究としてまともなものであれば、情報は調査としてまともなものであれば、これは公開していくのだ、こういうふうには解していいですか。

○矢野政府委員 その点が一番基本になると思ひます。

○松本(善)委員 私の言つたとおりというふうには理解していいですね。

○矢野政府委員 あくまでもその研究あるいは検査、テストの正確性が最も基本でありますので、そこにもし疑義があったりしますと、それを公表したりして一般にいろいろの迷惑をかけることになつてはいけませんので、あくまでも事実認識、この正確性が基本であり、そこに制度がある限りは十分公表していくということが、消費者のために必要なことだというように思ひます。

○松本(善)委員 それから、この国民生活研究所に働いてゐる人たちの問題ですけれども、これはセンターになった場合に、もちろん全員引き継いでいくということになるのでしょうか。

○矢野政府委員 そういうことになりまふ。

○松本(善)委員 それから、そこに働いておる人たちの労働条件ですね。こういう場合にいつも問題になるわけですが、ある程度仕事をやつてきておるその間の労働慣行でありますとか、いろいろなもののおのづからできてきておるわけがあります。そういうような労働条件はもちろん引き継いでいく、逆に言えば、低下させるとかそ

ういうことはないというふうには理解していいですか。

○矢野政府委員 低下させるといふことはもちろん考えておりません。

○松本(善)委員 そうすると、労働慣行やその他も引き継いでいく、こういうふうには考えていいんですか。

○矢野政府委員 慣行という具体的な内容を私よく存じませんが、それが原則であるというように思ひます。

○松本(善)委員 終わります。

○松平委員長 この際暫時休憩いたします。
午後零時二十分休憩

午後三時開議
○松平委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国民生活センター法案に対する質疑は別にな

いようでありますので、これにて質疑は終局いた

しました。

○松平委員長 これより本案を討論に付するのであります。別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

国民生活センター法案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松平委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

○松平委員長 次は、ただいま可決いたしました本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。砂田重民君。

○砂田委員 ただいま提案いたしました附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、公明

党及び民社党を代表し、趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨説明にかえさせていただきます。

国民生活センター法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、消費者保護の観点から、特に次の諸点について、適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 国民生活センターが国民生活に関する情報の提供等の業務を行なうに際しては、国民の日常生活上の不満及び要望の実情に即応しつつ重点的な実施を図るよう努めること。

二 国民生活センターが消費生活にかかる情報の提供等の業務を行なうに際しては、消費者保護基本法及び本委員会の決議にかかる消費者保護の強化に関する件の趣旨を十分尊重して実施すること。

三 国民生活センターの運営協議会の委員については、消費者の利益を代表する者ができるだけでなく任命されるよう措置すること。

四 国民生活センターは、必要があるときは、商品の試買テストを実施するなどして、商品に対する正しい情報を提供するよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○松平委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本動議について直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松平委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について、経済企画庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤経済企画庁長官。

○佐藤(一)国務大臣 ただいま、本案につきましては、政府

といたしまして、十分にこれを尊重し、その御趣旨に沿いまして、国民生活センターの運営並びに国民生活行政を推進してまいる覚悟でございます。

○松平委員長 この際、おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、先例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松平委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○松平委員長 本日は、これにて散会いたします。
午後三時四分散会